

## 先駆的空き家対策モデル事業についての公示

平成28年4月8日  
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、先駆的空き家対策モデル事業について公示します。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

先駆的空き家対策モデル事業

#### (2) 事業目的

本事業は、空き家対策に関する市区町村の取組を促進するとともに、全国の空き家対策を一層促進するため、市区町村等にノウハウの蓄積が十分ではない事務や官民が協力して取組む事業等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国への展開を図るものである。

#### (3) 事業内容

空き家対策に関し、民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が連携して、①関連法令・事例等の整理、取組みスキームや運用方針等の作成を行い、②これを実際の空き家に適用して実施する先駆的な取組について、国がその実施に要する費用の一部を補助するものである。事業の成果は公表し、全国の市区町村等への展開等を図る。

#### 【事業の取組例】

##### ○空き家対策の対象に関する事項

- ・「空家等」や「特定空家等」（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という）第2条）に該当するか否かについての定量的な判断基準又は簡易な判断基準

##### ○空家等の調査に関する事項

- ・ICTを活用するなど効率的な空き家の状態等の把握方法
- ・立入調査を実施する際の物理的な障害についての対応方法
- ・所有者特定のための情報の収集手順（電気・ガス会社との協力体制等）
- ・空き家の所有者や状態などの調査結果を、データベースにリアルタイムで反映する効率的な方法

##### ○空家等の活用・管理に関する事項

- ・遠隔地に居住する所有者等の適正管理等を促す仕組・体制
- ・除却後の跡地を行政でなく民間や地域で効率的に管理する方法
- ・空家等が活用可能か否かについて定量的な判断基準又は簡易な判断基準
- ・財産管理人制度の活用による空家等の管理等についての運用基準

##### ○特定空家等の措置に関する事項

- ・指導・助言、勧告、命令等の運用基準
- ・代執行で建物を除却する際の内部動産（家財道具、仏壇等）の適正且つ効率的な処分・管理基準
- ・「過失なく確知できない」（空家法第14条10項）と判断する基準

※複数の事業に取組むことを妨げない。

#### (4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

補助金交付決定通知の交付日（平成28年6月下旬目途）から平成29年3月3日まで

### 2. 補助事業者

補助事業者は、1.(3)に取り組む

- ・地方公共団体
  - ・民間事業者
  - ・専門家等により構成される団体等
- を対象とする。

なお、本事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備すること。

### 3. 提案の手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 モデル事業担当 細萱、中本

電話03-5253-8111（内線39394）

ファクシミリ 03-5253-1628

電子メール [jyutaku\\_seibi@mlit.go.jp](mailto:jyutaku_seibi@mlit.go.jp)

#### (2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

①期間 平成28年4月8日から平成28年5月9日（月）まで

②方法 募集要領の交付を希望する場合は、下記 URL よりダウンロード、もしくは上記の担当まで電話連絡を行った上、手渡し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により受け取ることができる。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000045.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000045.html)

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成28年5月9日（月）18時まで（必着）

②場所 上記3（1）の担当部局

③方法 上記3（1）の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により3部（正本1部、副本2部）。

### 4. 補助事業者の選定

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているものの内容について書面審査を行い、予算の範囲内で採択する。（10～20件程度の採択を想定している。）

### 5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にする。

(6) 採用された応募書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提出された応募書類は原則返却しない。

(7) 同一の内容で、国または地方公共団体より補助金を受けている場合は対象外となる。

(8) 同一の提案者が同一の提案内容を重複して提案することはできない。

(9) 詳細は、別途交付する募集要領による。